

議案第5号

富津市福祉有償運送運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

富津市福祉有償運送運営協議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和2年国土交通省令第93号）が施行されたことに伴い、関連する条文を整備するとともに、富津市福祉有償運送運営協議会の構成員を変更する等のため、条例の一部を改正するものである。

富津市福祉有償運送運営協議会設置条例の一部を改正する条例

富津市福祉有償運送運営協議会設置条例（平成22年富津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定による市内において行うNPO法人等による福祉有償運送」を「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号の規定による福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出しを「（協議事項）」に改め、同条第1号中「法第79条の規定による」を「道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき、福祉有償運送の」に、「よる有効期間」を「基づく有効期間」に改め、「更新」の次に「の」を加え、「よる変更登録」を「基づく変更登録」に、「について、法第79条の4第1項第5号の規定による福祉有償運送に係る合意に関すること。」を「を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「合意の解除に関すること。」を「協議が調った状態でなくなったことに関する事項」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

（3） 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し、協議会が必要と認める事項

第4条を次のように改める。

（協議会の構成員）

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者を委員として組織する。

- （1） 市長又はその指名する者
- （2） 市内を営業区域に含むバス、タクシー事業者に所属する者その他の一般旅客自動車運送事業者に所属する者及びその組織する団体に所属する者
- （3） 市民又は福祉有償運送の利用が想定される者
- （4） 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- （5） 関係する地方公共団体の長又はその指名する者
- （6） 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団

体に所属する者

(7) 市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

(8) 前各号に掲げる者のほか、学識経験者その他市長が必要と認める者
第4条を第3条とする。

第5条第3項中「前条第2項第1号、第4号又は第5号」を「前条第1号、第2号又は第4号から第7号まで」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「置き、」の次に「会長は市長又はその指名する職員をもってこれに充て、副会長は」を加え、「互選により定める」を「うち会長が指名する者をもって充てる」に改め、同条を第5条とする。

第7条に次の3項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

5 第3項の規定は、前項の書面による議決について準用する。

6 委員は、あらかじめ書面をもって会長又は当該委員が特定した委員に、表決を委任することができる。この場合において、第2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。

第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条中「規則で」を「会長が協議会に諮り」に改め、同条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。